- ○確認項目
- (1) 印鑑に表わす事項
- (2) 印影の大きさ
- (3) 印面の鮮明度等
- (4) 印材

(1) 印鑑に表わす事項

<例>

日本人:甲野(府中) シーサー太郎 ※「府中」を旧姓併記登録済

外国人:SMITH JOHN ROBERTO (ラスト・ファースト・ミドル)

通称「東京 ジョン」併記名「スミス ジョン ロバート」

【登録できる印鑑】

- ①氏+名または旧氏+名を印刻したもの
- →甲野シーサー太郎、府中シーサー太郎
- ② 氏または旧氏だけを印刻したもの
- →甲野、府中
- ③名だけを印刻したもの
- →シーサー太郎
- ④印刻の都合で「之印」「印」「之章」等を付け加えたもの
- →甲野之印、シーサー太郎印
- ⑤住民票又は外国人登録原票に記載されている氏名の文字が常用漢字又は一般に同字として使用されている文字に書き換えられているもの
- →髙-高、澤-沢、嶋-島、會-会、國-国、榮-栄、峯-峰、當-当、--弌-壱-壹
- ⑥非漢字圏の外国人については住民基本台帳の備考欄に登録したカタカナ表記の氏名の全部または カタカナ表記の氏名の氏及び名、若しくはカタカナ表記の氏および名の各一部を組み合わせたもの
- →スミス ジョン ロバート

スミス/ジョン/ロバート

スミス ロバート

- ①氏名にアルファベットを用いる外国人においてラスト・ネーム又はファースト・ネーム及び ファースト・ネーム又はラスト・ネームの頭文字を組み合わせたもの
- →SMITH. J / S. JOHN
- ⑧氏名にアルファベットを用いる外国人において氏名の頭文字だけを印刻したもの
- →S. J. /J. S.

【登録できない印鑑】

- ①【登録できる印鑑】の①~④に該当しないもの
- →甲太郎、甲郎、野太、野郎 等
- ②読み方が同じでも全く別字に書き換えられているもの
- →恵一江一枝、代一世
- ③氏名がローマ字に書き換えられているもの

- ④印刻の字体が古文字、金石文字等の難解で現在は使用されていない文字や自己流のくずし方又は極端な図案化により本人の氏名を表示していることが明らかでないもの
- ⑤職業、資格、芸名、雅号、屋号、ペンネーム等を印刻してあるもの
- ⑥外国人について外国人登録原票に通称名の記載があっても本名と通称名を組み合わせたものは登録できない
- →JOHNジョン等

(2) 印影の大きさ

【登録できる印鑑】

- ①一辺の長さが25ミリメートルの正方形の中に収まりかつ一辺の長さが8ミリメートルの正方形 に収まらないもの
- ②まっすぐに押印すると上記①に該当しないものでも斜めに押印するなど押印の仕方によっては該当するもの

【登録できない印鑑】

【登録できる印鑑】①、②に該当しないもの

(3) 印面の鮮明度等

【登録できない印鑑】

- ①印面が平でないもの
- ②文字が汚れなどにより不鮮明なもの
- ③外枠のないもの
- ④外枠が概ね3分の1以上欠けているもの
- ⑤故意にき損したと同様に又は文字の線を切断して調整したもの
- ⑥氏又は名の文字の一部が欠損しているもの
- ⑦印面の摩耗が激しいもの

(4) 印材

【登録できない印鑑】

- ①ゴム印等の押印するたびに印影が変化するような軟弱な材質のもの
- ②エボナイト等の柔らかく摩耗しやすい材質のもの
- ③シンナー等の印鑑の洗浄に用いる溶液に侵されてしまう材質のもの
- ※お持ちの印鑑が上記に当てはまらない場合は、総合窓口課へお問合せください。

(042-335-4333)